



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

平成 28 年 3 月号

《 所長便り 》

先日、とある税理士さんと昼食を食べている時に人工知能の話になりました。最近、人工知能という言葉をよく聞かない？TV で特集をやっていたんだけど、それを見てたら怖くなっちゃってさ。今、アメリカでは、弁護士さんのアシスタントを人工知能がやっているんだって。うちのような職種も将来、人工知能にとって代わられるかもねと。

確かに、数年では、変わらないだろうと思いますが、20年後も大丈夫かという、それは心配です。20年前、私が20歳のときは、インターネットもそんなに普及しておらず、携帯電話さえ、そんなに普及していませんでした。「ポケベルにカタカナを入力できるようになったってよ。すげー！」(笑)。そんな時代でした。

日々、進化を意識していないものの、少しずつ進化していき、年を重ねてみると、劇的に変化しているんですね。

しかし、人工知能が進化するだろうとあって、どうしたらいいのでしょうか (ToT)



《臨時休業のお知らせ》

4月13日(水)は社内行事の為臨時休業とさせていただきます。皆様にはご迷惑をおかけ致しますが、何卒ご了承下さいます様よろしくお願い申し上げます。

《 経営情報 》 文責：平山

平成 28 年度税制改正の大綱(平成 27 年 12 月 24 日閣議決定)において、住宅の三世代同居改修工事等に係る特例が創設されました。

三世代同居に対応した住宅リフォームに関し、借入金を利用してリフォームを行った場合や自己資金でリフォームを行った場合に税額控除制度を導入するというものです(借入金：住宅借入金等の年末残高の1~2%、自己資金：標準的な工事費用相当額の10%)。

個人が、自己所有の家屋に一定の**三世代同居改修工事等**をして、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの間に居住の用に供したときは、次のいずれかの特例を適用できます。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

①住宅ローン控除の特例

三世帯同居改修工事を含む増改築等をして住宅借入金等がある場合、償還期間5年以上のローンの年末残高1,000万円以下の部分に一定の割合を乗じた金額を税額控除できます。

- ・控除対象期間：居住の用に供した年から5年
- ・特別控除額：下記(イ)、(ロ)の合計金額（限度：1,000万円）
(イ) 一定の三世帯同居改修工事に係る工事費用（限度：250万円）に相当する住宅借入金等の年末残高×2%
(ロ) (イ)以外の住宅借入金等の年末残高×1%

②所得税額の控除の特例

- ・控除対象期間：居住の用に供した年
 - ・特別控除額：一定の三世帯同居改修工事に係る標準的な工事費用相当額（限度：250万円）×10%
- ※標準的な工事費用相当額＝部位ごとの標準的な費用×改修箇所数等
また、その年分の所得金額が3,000万円を超える方は対象外

対象工事：キッチン、浴室、トイレ、玄関

対象工事の要件

- ・対象工事のいずれかを「増設」すること
- ・改修後、対象工事のうちいずれか2つ以上が複数になること
- ・対象となる工事費用が50万円を超えること（補助金控除後）

※①②の特例は選択適用。併用不可。

《 今月の税務 》

- ・1月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…3月31日
- ・7月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…3月31日
- ・個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
申告期限…3月31日

《 行楽日記 》 文責：伊藤

初めまして。2月から入社致しました、伊藤です。

今回は初めてお話する場を頂きまして、文章ですが少し緊張気味です。日々勉強しながら、お仕事の方も頑張っておりますので今後とも宜しくお願いします。

さて、最近寒い中にも少し春らしさを感じられる日が増えてきましたね。私事ですが、先日友人たちと長野県までいちご狩りに行ってきました。まだシーズン真只中というわけではないですが、観光バスは満員で大勢の方が参加されていました。

ちなみに、今回食べたいちごの品種は「章姫(あきひめ)」というもので、大きくて円錐形の形と、味に酸味が少なく甘みが強いことが特徴です。酸っぱいのが苦手、という方でも大丈夫だと思います。私は旅行中には食べてばかりでしたが、観光する場所もたくさんありますので、これからの時期ぜひ行かれてみてはいかがでしょうか。



三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info